

(5) 住民との合意形成の進め方

必要性の検討、事業の実現性の検討、及び妥当性の検証から道路網の検証を経て、廃止・変更候補路線とされた未着手都市計画道路について、その方向性を確定するにあたり、住民との合意形成を図る必要がある。これからの都市づくりとして、住民と行政が一体となった新たな関係による住民主体の都市づくりが求められており、未着手都市計画道路においても、次のような関係により住民と一体となって見直しに取り組むものとする。

<住民> - 都市づくりの主体的な参加 -

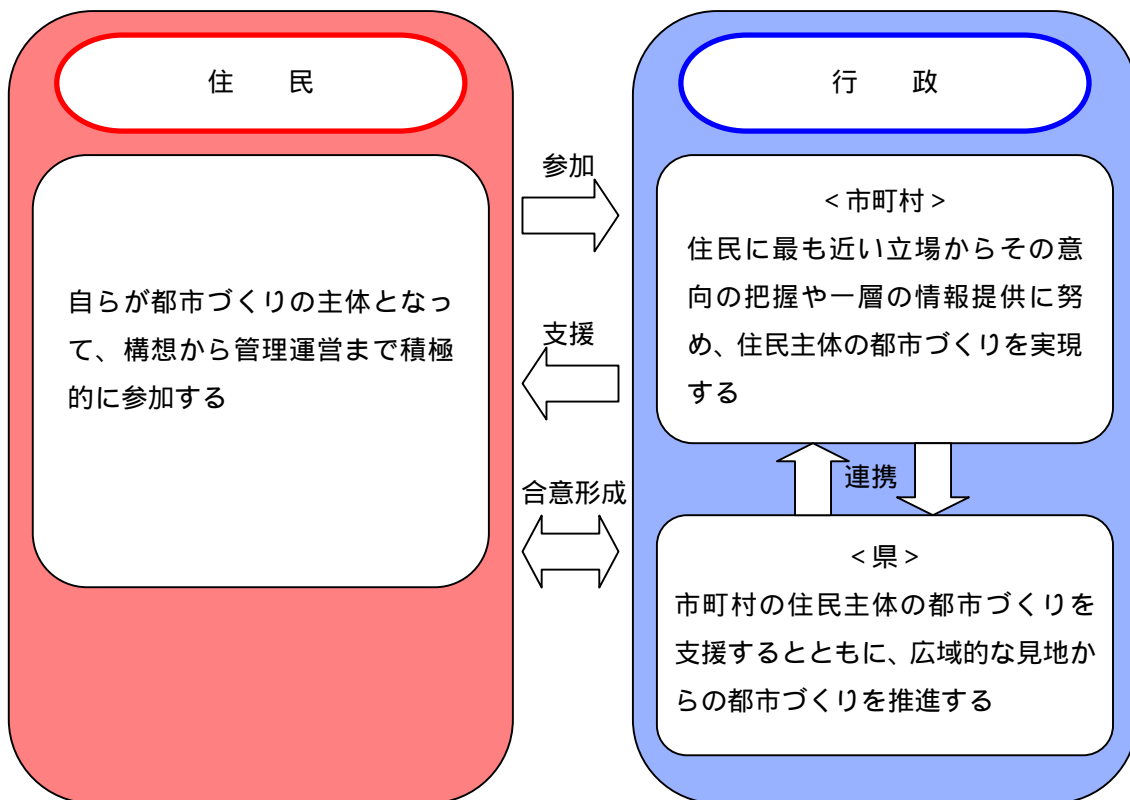
住民は、県における広域的な都市づくりや市町村における身近な都市づくりに幅広く参加することにより、構想から管理運営まで、主体的に都市づくりを進めていく。

<市町村> - 住民参加の一層の推進 -

市町村は、都市づくりに関する情報公開や広報に努めるとともに、住民が自由に参加できる活動の場を提供する。また、地元企業、民間非営利団体等に対しても、公的な分野への積極的な参画を促し、県とも連携を図りながら都市づくりを推進する。

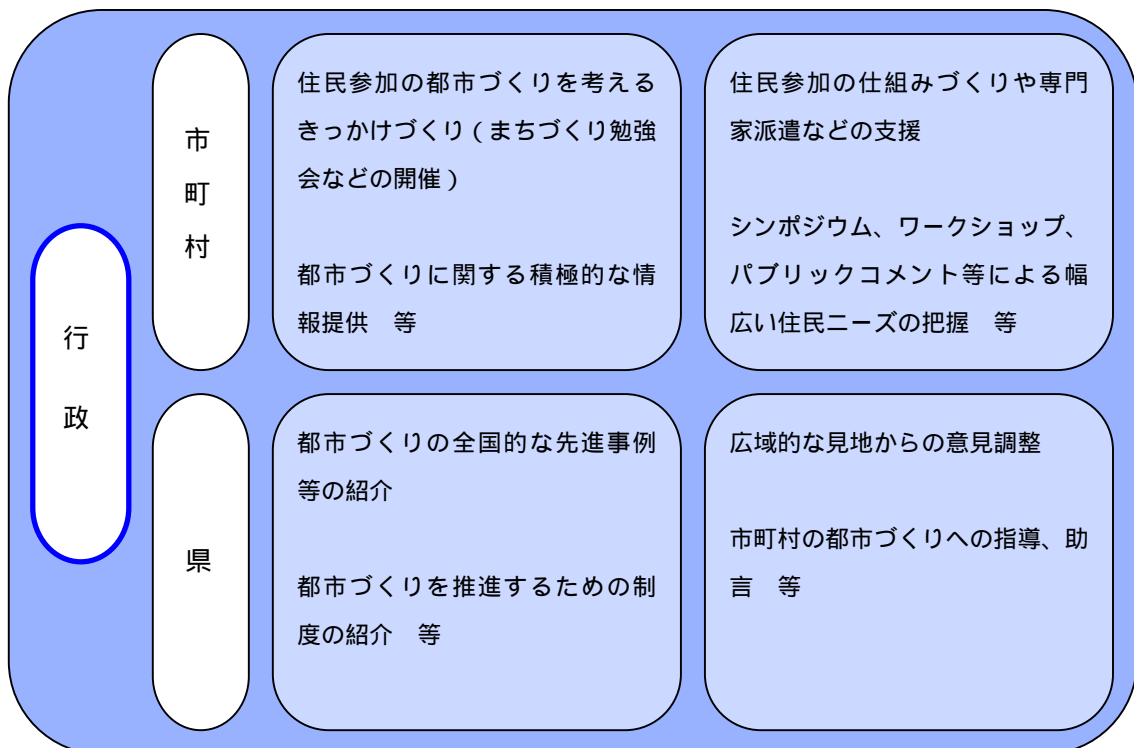
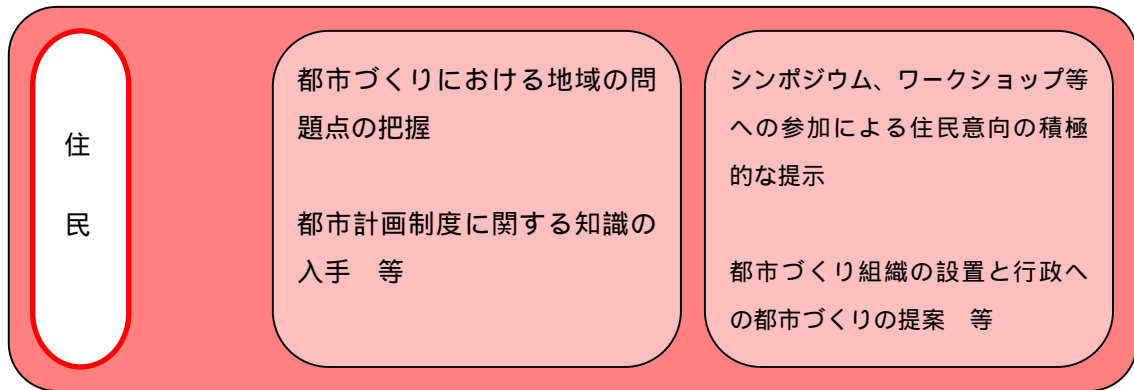
<県> - 広域的な見地からの都市づくり -

県は、広域的な都市づくりに対する住民参加の環境を整えるとともに、市町村の取り組む都市づくりが相互に円滑に進むように支援するとともに、調整役として指導助言する。



<出典：とやま 21 都市ビジョン>

住民主体の都市づくりを進めていくためには、住民、市町村、県がそれぞれの役割を果たしていく必要がある。都市づくりにおける各主体の主な役割を一例として次に示す。



< 出典：とやま 21 都市ビジョン >